

令和6年度行政との意見交換会【大谷場・谷田・大谷口 地区】 12月4日(水)13:30～15:30 谷田公民館 体育室

番号	議題	質問の内容	回答
1	家庭ごみの個別(戸別)回収について	<p>町内では、ごみの分別や出し方などについて、ルールどおりに行動しない人が散見され、これらの人々にルールを守っていただくようにすることは、自治会にとって至難であり、大きな負担である。</p> <p>住民からは、「個別(戸別)回収について市から働きかけてもらいたい」との意見もあることから、本件について市の基本的考え方、検討状況を教えて欲しい。</p>	<p>戸別収集については、排出者の明確化に伴う分別マナーの向上、収集所の管理の軽減などのメリットがあるものと認識しています。</p> <p>一方、ごみを敷地内に置くことに伴うプライバシーの問題があるほか、収集に必要な車両と人員の確保、それに伴い増加するごみ収集コストの財源確保など、導入にあたっては大きな課題もあります。</p> <p>そのため、ご自身でごみを出せない高齢者等はふれあい収集で対応しつつ、それ以外はステーション収集方式とすることで収集効率を高め、ごみ収集を有料化することなく現行の体制を維持していく予定です。</p> <p style="text-align: right;">【環境局資源循環政策課】</p>
2	(仮称)明花駅の早期新設について	<p>太田窪、大谷口、明花地域及びその周辺地域の住民が、日常生活において最も不便を感じているのは、鉄道の駅が遠いことです。南浦和、西浦和に出るときは民間路線バスを利用していますが、便数、乗車時間等から便利とは言えません。最近はバス運転士が不足してきており、今後減便の心配もあります。また、地域では高齢化が進み、自家用車の利用を断念せざるを得ない住民も今後増加するものと思われます。</p> <p>つきましては、武蔵野線の南浦和駅－東浦和駅間に新駅を設置するよう、市は県と協力してJRに強く働きかけていただきたい。</p> <p>【補足】 過去に周辺地権者を対象として、新駅設置の賛否についてアンケート調査をしたと聞いたことがあります、年月も経過し新住民も多数います。</p> <p>住民の意向を調査するなら、調査範囲を新駅利用可能な地域まで広げ、住民全員を対象とするアンケートを実施していただきたい。</p>	<p>武蔵野線南浦和駅と東浦和駅間の新駅設置につきましては、毎年、埼玉県が取りまとめている「鉄道整備要望」及び埼玉県内の武蔵野線沿線の自治体で構成する「武蔵野線旅客輸送改善対策協議会」を通じ、鉄道事業者に対して要望しているところです。</p> <p>なお、ご質問にあります「新駅設置の賛否アンケート」につきましては、アンケート実施の有無を含め、現在確認できる記録がなく、当時の住民の意向を詳細に把握することは困難ですが、新駅設置は地域住民の強い要望であるものと認識しておりますので、市といたしましても鉄道事業者に対し、引き続き粘り強く要望しています。</p> <p style="text-align: right;">【都市局交通政策課(新駅の要望に関すること) 【都市局まちづくり総務課(まちづくりに関すること)</p> <p>武蔵野線の新駅設置につきましては、議会でも議論を重ねていただいております。当該地区は区画整理地内の街区工事が進んでおり、将来的に人口も増加することが見込まれます。現時点では、埼玉県が取りまとめている「鉄道整備要望」及び埼玉県内の武蔵野線沿線の自治体で構成する「武蔵野線旅客輸送改善対策協議会」を通じ、鉄道事業者に対して要望をしている状況ですのでご理解ください。</p> <p style="text-align: right;">【南区長】</p>
3	谷田公民館の補修・改善について	<p>平成28年度の「行政との意見交換会」において、谷田公民館の補修・改善に係る質問を行い、回答では、老朽化対策として建物の全体改修を平成31年度に実施する予定であったが、何の動きも見られなかったため、再度質問を行い、令和4年度の回答では、令和3年度からの「公民館施設リフレッシュ計画」(第2期)において、令和6年度に設計、令和7年度に工事が計画されているというものだった。</p> <p>ところが、一向に実施に向けた動きが見られず、近日、Webサイトで「リフレッシュ計画」を確認したところ、今年7月現在という工程表では、実施の順番が大幅に後回しされ、実施時期も「設計：令和9-10年度、工事：令和11-12年度」となっていたため、以下の点について伺いたい。</p> <p>【質問1】 当初の「公民館施設リフレッシュ計画」で、現在改修中の南浦和公民館の後の4番目であったものが、今年7月現在の工程表では11番目となったのは何故か。</p> <p>【質問2】 他の公民館の改修は、設計・工事とも各1年度なのに、谷田公民館のみ各2年度掛かるのは何故か。</p> <p>谷田公民館の改修が何故このような扱いをされるのか、納得できる回答をお願いしますと共に、一日も早い補修・改善をお願いします。</p> <p>何故、谷田公民館の改修の前に7つの公民館が先行して改修されることになったのか。</p> <p>この谷田公民館の改修・改善については、保育園の関係もあるから先送りにならざるを得ず、その結果として、他の7公民館の修繕が優先されたということか。</p>	<p>谷田公民館については、大谷口保育園との複合施設として改修工事を行う予定ですが、大谷口保育園については改修工事期間中も保育所の運営を行うことが必要なため、改修工事の実施にあたっては工事期間中の大谷口保育園の仮設園舎の建設を要します。</p> <p>仮設園舎については、園舎用地の調査から園舎建設の計画、設計、各種行政手続きを経て園舎建設となり、仮設園舎の運用開始は早くても令和11年度となることが見込まれることを踏まえ、谷田公民館の改修工事時期を変更したものでございます。</p> <p>また、設計・工事期間については、着手の時期によっては年度をまたぐ可能性があるため、工程表では各2年度と表記しております。そのため、設計・工事がそれぞれ2年度(24ヶ月)掛かるわけではありません。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会生涯学習総合センター】</p> <p>工程表の見直しということで、ホームページにある工程表の見直しを行った際に、谷田公民館を含め、他にも工程表を見直した公民館もあり、工程表の上から順番に実施するという優先順位ではありません。</p> <p>工程表では、谷田公民館の設計や工事が繰り下げられたと見えるかもしれません、同一年度内に工事を行う予定としておりますので、他の公民館の改修が優先されたというものではありません。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会生涯学習総合センター】</p>

番号	議題	質問の内容	回答
3	谷田公民館の補修・改善について	<p>ホームページの掲載では11番目となつたとしか読み取れません。時系列的に、何年度から始めるということについては順番がつきます。</p> <p>しかしながら、平成28年の当初要望時から保育園は併設されており、その時には保育園を含めた改修の検討はされなかつたのか。少なくとも当初は令和6年度、7年度で改修をするスケジュールが示されており、その時にはこのようなことは想定されていなかつたのか。</p> <p>私ども一般市民からすると、行政が作った文書や事業計画はしっかりと守られるべきものだと受け取っているが、ここまでスケジュールがずれ込んでしまうのは、いろいろ理由があるのは承知したとしても、あまりにもないがしろにされているとしか受け取れない。</p> <p>保育園の仮園舎の用地確保の目途はついたのか。確定までは至っていないが、候補地の目安、案のようなものは検討が進んでるということか。</p>	<p>令和3年度の計画時から保育園を担当する所管課と調整をしておりましたが、仮設園舎の場所がなかなか見つからないということで、現在のスケジュールのとおり行程表の見直しを行ったものです。</p> <p>【教育委員会生涯学習総合センター】</p>
		<p>現在、自治会運営に関する組織として「自治会連合会」、「自主防災組織連絡協議会」、「防犯パトロール協議会」の3組織があります。</p> <p>自治会運営行事では、各種パトロールや避難所運営訓練を含む防災訓練も実施していますが、「自主防災組織連絡協議会」及び「防犯パトロール協議会」の2組織が直接かかわる内容はない状況です。また、3組織での自治会運営統制のため、以下の課題が顕在化しています。</p> <p>① 一つの会員団体であるにもかかわらず、自治会と自主防災会の二本立ての組織になつてゐるため、防災訓練時の主体が不明確であつたり、災害発生時の避難所運営体制下での自主防災会の存在意義も不明な状況です。また、補助金、助成金の申請も煩雑で、自治会と自主防災会の二本立てにする必要性が見い出せません。</p> <p>② 防犯パトロール協議会では、各団体からの協賛金を含む予算から、各団体のパトロール要員への保険の補助をしていますが、パトロール要員を限定できない団体もあるので不公平な状況にあります。</p> <p>以上のような現状を踏まえ、以下の内容を提案させていただきます。</p> <p>【提案】 「自主防災組織連絡協議会」及び「防犯パトロール協議会」の両組織を廃止し、その機能は自治会連合会傘下の専門部会に繰り入れ、「自治会～自治会連合会」組織体制で一元統制された「安全・安心で災害時にも強いまちづくり」を目指す。また、会費、協賛金や補助金、助成金等についても必要に応じて適正化を図る。</p> <p>【補足】 「自主防災組織連絡協議会」、「防犯パトロール協議会」がいつ、どのような経緯で発足したのか等が分かれれば、是非ご説明をお願いします。</p>	<p>候補地の検討は進めているところと所管より聞いております。</p> <p>【教育委員会生涯学習総合センター】</p>
4	自治会から自治会連合会まで一元統制された「安全・安心で災害にも強いまちづくり」の推進について	<p>① 自治会と自主防災組織について 自治会の役割は、互いに支え合い住みよいまちを作っていくことです。の中には防災の観点からの安全なまちづくりも含まれており、自主防災組織を結成することもその一つですが、自治会活動としての防災と、自主防災組織での活動の防災が混在、重複していることから、訓練の主体が不明、存在意義が不明瞭といった問題があることと思います。</p> <p>しかしながら、さいたま市では、隣接する2つ以上の自治会で一つの自主防災組織を結成することも認めていることから、必ずしも自治会=自主防災組織ではない自治会もございます。自治会内の防災活動は残しつつ、隣接自治会と一緒に地区的防災活動を行つてることとなります。そのような自治会もあることから、必ずしも1つの自治会内で自主防災組織との二本立てとなっているわけではありませんが、それぞれが担う役割が分かりづらいということについては、自治会の所管課であるコミュニティ推進課、自主防災組織の所管課である防災課にも共有してまいります。</p> <p>参考としまして、自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、地域の主体的な活動として結成・運営されることが望ましいとされています。</p> <p>自主防災組織が日頃から取り組むべき活動としては、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等があります。また、災害時においては、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動が挙げられます。</p> <p>防災訓練の主体について 南区では、避難所運営訓練を実施していますが、こちらは各避難所に避難する地域の複数の自治会が集まつた、避難所運営委員会が主体となって行う訓練です。地域の防災訓練については、自主防災組織が行つてゐる「自分たちの地域を自分たちで守る」ための訓練で、主体は各自主防災組織となります。</p> <p>避難所運営体制下での自主防災会の存在意義について 避難所が開設されるような大きな災害時には、避難所運営委員会と、避難者が協力して避難所を運営します。一方で各自主防災組織は、情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護、給食・給水等の活動をすることが役割となり、それぞれ違つた役割を担つていただいており、避難所運営下では、「自分たちの地域を守ること」を存在意義としているものと思います。</p> <p>補助金、助成金の申請の煩雑さについて 補助金、助成金につきましては、内容により担当する課が違うため、お手続きが煩雑になつてゐるところだと思います。申請書等の作成につきましては、窓口等でご一緒に作成させていただくことや、メール等であらかじめ提出する書類のチェックをさせていただくことなどで、自治会等ご担当者様の負担を少しでも軽くできるよう、努めてまいります。</p>	<p>【南区総務課】</p>

番号	議題	質問の内容	回答
4	自治会から自治会連合会まで一元統制された「安全・安心で災害にも強いまちづくり」の推進について	<p>②防犯パトロール協議会からの助成について 防犯パトロール協議会につきましては、防犯パトロールを行っていない自治会もあることから、強制力のある会費ではなく、活動に賛同いただける団体のみ協賛金として、納入いただいているところです。 パトロール保険につきましては、南区防犯パトロール協議会から補助は行っておりません。 さいたま市地域防犯活動助成金では、パトロール保険も助成金の対象としておりますが、こちらの助成金では、防犯パトロールに使用する資機材のほか、防犯意識の啓発のための講習会の開催にかかる経費など、幅広く助成しており、貴自治会にも申請いただいております。 協賛金の使い道としましては、昨年度は自転車のカゴなどに掲示することができる、「防犯パトロール実施中」の看板を作成しておりますが、各自治会で作成するよりも、まとめて作成することで、より安価に作成ができることがメリットであると考えております。</p> <p><u>ご提案の内容について</u> 自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であり、南区内の各自主防災組織が連携し、地域を守っていくためには、「南区自主防災組織連絡協議会」は必要な組織であると考えております。また、廃止、一元化するよりも、自治会と共存、連携していくことがより良いと考えております。 また、どちらの組織につきましても、自治会連合会からの要望により、結成されたという経緯があることを申し添えます。</p> <p><u>【補足回答】</u> <u>自主防災組織連絡協議会経緯</u> 平成20年7月に、南区自治会連合会長より「(仮称)南区自主防災組織連絡協議会」の設立に関する要望書が南区長宛てに提出され、同年10月 南区自治会連合会の主催にて「南区自主防災組織連絡協議会準備委員会」が発足、その後2回の設立準備委員会を経て、平成21年2月に設立総会を開催し、南区自主防災組織連絡協議会として活動を始めております。</p> <p><u>南区防犯パトロール協議会経緯</u> 平成15年12月の南区自治会連合会理事会にて、多発する犯罪の防止と安全なまちづくりのため、「(仮称)南区防犯パトロール協議会」を組織することを決定、平成16年1月の設立準備委員会を経て、同年3月に南区防犯パトロール協議会発足式を開催し、活動を始めております。</p> <p style="text-align: right;">【南区総務課】</p> <p>回答では団体の設立は自治会連合会から提案されたものということなので、また1つにすることは可能ではないかと考えるが、当時の要望の趣旨がどのようなものだったか理解ができない。自分の自治会では以前会則で防災部が設置されていたが、その後自治会連合会からの要望を受け、新たに団体を発足したと回答から解されるが、その意図が良くわからない。要望はあくまでも自主防災組織であり、自主防災会ではないのに、なぜそれが自治会では駄目なのか分からぬ。 自助でも共助でも、自治会にその機能を持たせれば良いのではないか。 何故、自主防災組織連絡協議会を作らなければならないのかが理解できない。</p>	<p>②防犯パトロール協議会からの助成について 防犯パトロール協議会につきましては、防犯パトロールを行っていない自治会もあることから、強制力のある会費ではなく、活動に賛同いただける団体のみ協賛金として、納入いただいているところです。 パトロール保険につきましては、南区防犯パトロール協議会から補助は行っておりません。 さいたま市地域防犯活動助成金では、パトロール保険も助成金の対象としておりますが、こちらの助成金では、防犯パトロールに使用する資機材のほか、防犯意識の啓発のための講習会の開催にかかる経費など、幅広く助成しており、貴自治会にも申請いただいております。 協賛金の使い道としましては、昨年度は自転車のカゴなどに掲示することができる、「防犯パトロール実施中」の看板を作成しておりますが、各自治会で作成するよりも、まとめて作成することで、より安価に作成ができることがメリットであると考えております。</p> <p><u>ご提案の内容について</u> 自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であり、南区内の各自主防災組織が連携し、地域を守っていくためには、「南区自主防災組織連絡協議会」は必要な組織であると考えております。また、廃止、一元化するよりも、自治会と共存、連携していくことがより良いと考えております。 また、どちらの組織につきましても、自治会連合会からの要望により、結成されたという経緯があることを申し添えます。</p> <p><u>【補足回答】</u> <u>自主防災組織連絡協議会経緯</u> 平成20年7月に、南区自治会連合会長より「(仮称)南区自主防災組織連絡協議会」の設立に関する要望書が南区長宛てに提出され、同年10月 南区自治会連合会の主催にて「南区自主防災組織連絡協議会準備委員会」が発足、その後2回の設立準備委員会を経て、平成21年2月に設立総会を開催し、南区自主防災組織連絡協議会として活動を始めております。</p> <p><u>南区防犯パトロール協議会経緯</u> 平成15年12月の南区自治会連合会理事会にて、多発する犯罪の防止と安全なまちづくりのため、「(仮称)南区防犯パトロール協議会」を組織することを決定、平成16年1月の設立準備委員会を経て、同年3月に南区防犯パトロール協議会発足式を開催し、活動を始めております。</p> <p style="text-align: right;">【南区総務課】</p> <p>回答では団体の設立は自治会連合会から提案されたものということなので、また1つにすることは可能ではないかと考えるが、当時の要望の趣旨がどのようなものだったか理解ができない。自分の自治会では以前会則で防災部が設置されていたが、その後自治会連合会からの要望を受け、新たに団体を発足したと回答から解されるが、その意図が良くわからない。要望はあくまでも自主防災組織であり、自主防災会ではないのに、なぜそれが自治会では駄目なのか分からぬ。 自助でも共助でも、自治会にその機能を持たせれば良いのではないか。 何故、自主防災組織連絡協議会を作らなければならないのかが理解できない。</p>
		<p>この様な組織の中で、自主防災会のあり方を議論したいときにどこですれば良いのか。 自治会や自治会連合会は組織体系が分かれているから議論できる場所があるが、自主防災組織連絡協議会には総会しかなく、防災を強化していくといった議論がどこができるのか。自治会からの要望により設置された協議会とのことだが、その目的がどこにあるのかということを確認したい。</p>	<p>貴重なご意見ですので、区としても今後の活動に生かしていく考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南区総務課】</p> <p>区といたしましても、従事していただいている方が自治会と重複して協力いただいている方もいらっしゃることは把握しており、大変有難く感謝しております。</p> <p style="text-align: right;">【南区長】</p>

令和6年度行政との意見交換会【大谷場・谷田・大谷口 地区】 12月4日(水)13:30～15:30 谷田公民館 体育室

番号	議題	質問の内容	回答
5	コミュニティバスの運行路線の変更について	<p>大谷口地区は南区の最東部に位置し、南区の住民というよりは、緑区の住民に近い存在である。</p> <p>南区役所へ行く為には直行便が無く、東浦和駅か浦和駅を経由して行く方法しかない為、南区役所へ行くのが困難な状態にあります。産業道路に面している地域では、昼間は南浦和へ行く路線もありません。このため、コミュニティバスの運行路線の変更を強くお願いするものです。</p> <p>【補足】</p> <p>コミュニティバスの運行路線変更につきましては、数年前から申出を行い、昨年度も「行政との意見交換会」でお願いしましたが、一向に進展しません。</p> <p>このため、さいたま市に対して嘆願書を作成し、本年度は署名活動をし、提出することに致しました。国道17号線を境に、西側はバス路線がかなりある為、路線を廃止し、代わりに東側を循環するルート(別紙)を希望するものです。</p> <p>また、地域では75歳を超える人が約700名いる中、当自治会では要支援者が100名を超え、免許証を返納する方も年々増えているのが実状です。</p>	<p>本件につきましては、既に地域の方々から所管課へ直接ご相談いただき、ルート変更等の検討に向けた協議を開始したところです。引き続き、コミュニティバス等導入ガイドラインに則り地域の方々と連携して検討を進めてまいります。</p> <p>【都市局交通政策課】</p>
6	防災無線設備の設置について	<p>現行の路線を変更するためには、他の自治会を巻き込んだ形で話し合いを行わなければならず、2年以上の期間を要するものと聞いている。提案の路線、馬場先通りを通り産業道路を左折するルート、また市民病院の要望が多いことから、そこから直接市民病院に向かうコースで検討を進めている。</p> <p>また、道路の幅員などからコミュニティバスが運行できないのはとの懸念があるため、場合により、すれ違いができる「乗合タクシー」車両で地区内を運行する2つのルート案で検討を進めており、次回の所管課との打ち合わせでは図面でのルート案を含めて提案し、早めに実現したいと考えている。</p>	(意見として了承)

番号	議題	質問の内容	回答
7	向小学校東側市有地の有効活用について	<p>向小学校東側の市有地は元々2,044m²あり、市所有となつてから約30年の間に、児童クラブや保育施設が整備されました。中央部分は未利用のままであります。</p> <p>今日の全国的な課題は「少子・高齢化対策」であり、公共施設の整備については、いかに民間の協力を得られるかであります。前述の二施設についても、これらに基づき設置されましたが、残るは「高齢者対策関連事業」であり、その整備が望されます。</p> <p>当該地は、南区と緑区の区境に位置し、東浦和駅東通り線に面しており、広く市民の利用が可能だと思います。全市的立場からは施設の複合化も考えられます。</p> <p>高齢者の健康寿命を伸ばす生きがいづくりの場としての活用を望みます。</p> <p>【補足】</p> <p>当該地は、住宅公団により昭和から平成にかけて、浦和南部区画整理事業(約50ha)の中で、幼稚園用地として確保されました。市立の幼稚園は無いこと、私立としても設置希望が無いことから、公団により「民間おろし」という手法で住宅用地として売却の方針が示され、急遽、当時の市長にお願いし、市で買い取っていただいた経緯があります。</p> <p>当該地は向小学校に隣接していることから、放課後児童クラブや保育園を民間の協力を得て開設していただきましたが、中央部分は未利用のままであります。</p> <p>現在、草刈り等の管理は市で行っていただいており、特に近隣からの苦情等はありませんが、早急な活用をお願いするものです。</p>	<p>当該土地は、子ども・青少年政策課が東浦和地区児童センター事業用地として管理しております。</p> <p>しかしながら、「さいたま市公共施設マネジメント計画」において、児童センターについては区レベルの施設として配置する方針となっており、南区には既に文蔵児童センターと浦和別所児童センターがございます。また、近隣には尾間木児童センターもあることから、当該土地への児童センター整備の目途は立っておりません。</p> <p>今後は、他の事業用地としての活用も含めて、府内関係課と検討を進めていく予定です。</p> <p>なお、今後の土地活用として、児童発達支援センターの改修工事による一時移転が予定されております。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来局子ども・青少年政策課】</p>
		<p>本件土地は一般財産ではなく行政財産であり、現在は子ども・青少年育成課が所管しているとのことだが、具体化は進んでいないと判断している。</p> <p>さいたま市民意識調査では高齢者福祉事業の関心が男女ともに多いということもあり、本件土地は行政財産ということもあるが、所管課だけでなく福祉局や子ども未来局、障がい者対策など所管外も含めて検討すべきと考える。また、次期総合振興計画での位置づけも是非検討していただきたい。</p>	<p>他の事業用地としての活用も含めて、府内関係課と検討を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【子ども未来局子ども・青少年政策課】</p>

番号	議題	質問の内容	回答
8	戸建分譲宅地造成に関する市の許可について	<p>当地区内にある4m道路の向かい側で、市が開発許可を出して始まった宅地造成工事は、A社により現在17棟の住宅が完成して一部は入居者が入り、更に現在はB社が4棟を建築中である。今年度にはC社が9棟の宅地開発の許可を市から得て標識を出した。隣接するガラ撤去が終了した土地は、今年5月17日付でC社に19棟の宅地開発の許可が出されたので標識が建てられ、先日より地盤調査が始まっているようである。</p> <p>個々の開発計画は、接道が4mの為3,000m²以下の規模でしか許可が得られないが、公園や貯水槽などの付帯施設の設置義務が無く、また、500m²以下の開発については、市への届出が不要とされているが、全体が完成すれば1ha近い広さとなる。</p> <p>当該土地は2方向を住宅で、1方向を通学路として利用されている排水路で、3方向を囲まれた、湧水の出る軟弱地盤に盛土して、長い間農地とされていた舟形の地形の土地である。</p> <p>造成地の開発道路は、入口と出口が接道面近くで合流する環状であり、接道面が4m道路に向けて一箇所しか無い。</p> <p>以上のような特殊な土地に、開発の許可が出される事に疑問を持つ。また、1年の期間を経て3,000m²以下の開発を繰り返す行為は、一体開発と見做せるのではないかと思われる。</p> <p>大規模な宅地造成においては、周辺道路とのアクセスや、本来であればこの規模で求められる開発行為における付帯公共施設（公園など）の設置など、許可や手続きの基準による面積で行為を逃れるような申請許可に対し、もっと精査をして欲しい。更に、申請の要らない500m²以下の開発があちこちでなされれば乱開発となり得る。</p> <p>常時湧水の出ている場所がある、この広ヶ谷戸の開発された宅地造成地は軟弱地盤であり、工事の進行に伴い、周辺では湧水の量の増加や新たな場所に湧水が出現するなどの現象が生じている。</p> <p>この件に関する市の対応は、市民の不安を解消するには不十分であるのが現状である。</p> <p>【補足】</p> <p>令和5年9月に、市南部建設事務所開発係に自治会員が赴き、開発許可の疑問を質問したが、開発の許可是市条例のもとに、事業者から提出された書類によって行われると言う話であった。</p> <p>緑地の保存と共に、広ヶ谷戸の谷戸と言う地形の特徴を考慮した宅地造成への配慮をお願いしたい。</p> <p>また、安心して住める街づくりの一環として、宅地地盤に関しての専門の相談窓口の設置をお願いしたい。</p>	<p>広ヶ谷戸自治会からのご質問にお答えをいたします。</p> <p>本市における開発許可制度は、都市計画法及び関係法令、また、さいたま市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（以下「基準条例」という）に規定された基準に合致しているかを審査のうえ、基準に適合している場合開発許可を行うものです。</p> <p>審査の基準として、都市計画法第33条に規定された開発許可の技術基準、及び「基準条例」により必要となる道路幅員や公共施設等の技術基準を定めているほか、「都市計画法に基づく開発許可等手引書」の中で、本市の開発区域に関する考え方として開発行為の一体性及び一連性に関する解釈や運用をあらかじめ示し、指導を行っているところです。</p> <p>また、開発行為を行おうとする場合、さいたま市開発行為の手続に関する条例に基づき相談しなければならないと規定し、相談票により書面による事前相談を行っております。</p> <p>当初の開発区域につきましては、相談票の書面審査を行うなかで、同一事業者又は同一土地所有者による隣地を含めた一体性・一連性がある開発計画である場合は、全体での開発区域による申請をして許可を受けるよう繰り返し指導してきました。また、事業者に対しヒアリングを行いましたが、事業者からは申請した事業区域において開発行為を行う、旨回答があつたことから、開発許可申請の審査が終了した事業区域について開発行為を許可しております。</p> <p>開発行為に対する雨水対策は、手引書の基準に基づき、事業区域内に応じて必要となる雨水抑制量を算定のうえ地下浸透させているほか、オーバーフロー分については接続先となる排水先の公共施設管理者と協議し同意を得た上、接続を行うなど、当該開発行為として必要な雨水抑制対策を行っております。</p> <p>ご要望として挙がっている、緑地の保存と地形の特徴を考慮した宅地造成を踏まえた開発許可、及び安心して住めるまちづくりの一環につきましては、都市計画法に基づく開発行為が主に民有地における民間開発であることや、法や条例に規定されていない指導は難しいものと考えておりますが、事業期間中に当該開発行為に関してご相談されたい場合には、市から事業者に対し周知のうえ、対応を依頼させていただくことは可能と考えております。また、宅地地盤に関しては関係法令により適合した上で施行を行っており、専門の相談窓口の設置は難しいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【都市局南部都市計画事務所都市計画指導課】</p>